

## ＜利用者のために＞

この健康福祉の現況は、人口動態の概況をはじめ、健康・福祉・環境分野の統計や行政施策等の実績を収録したものである。

各種統計数値は、平成 20 年（度）もしくは平成 19 年（度）のものであり、行政実績等、年度に関わる数値等については時限を明示した。

### 1 人口動態関係用語の解説

- ・ 乳児死亡：生後 1 年未満の死亡
- ・ 新生児死亡：生後 4 週未満の死亡
- ・ 早期新生児死亡：生後 1 週未満の死亡
- ・ 死産：妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいう。  
死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認められないものをいう。
- ・ 自然死産：人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する処置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外は全て自然死産とする。  
なお、人工措置を加えた場合でも次のものは自然死産とする。
  - ア 胎児を出生させることを目的とした場合
  - イ 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
- ・ 周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたもの

### 2 各比率の算出方法

- ① 出生（死亡）率 = 年間出生（死亡）数 / 10 月 1 日現在人口 × 1,000
- ② 乳児死亡率 = 年間乳児死亡数 / 年間出生数 × 1,000
- ③ 新生児死亡率 = 年間新生児死亡数 / 年間出生数 × 1,000
- ④ 死産率 = 年間死産数 / 年間出産数（年間出生数 + 年間死産数） × 1,000
- ⑤ 周産期死亡率 = （年間妊娠満 22 週以後の死産数 + 早期新生児死亡数） / 年間出産数（年間出生数 + 年間妊娠満 22 週以後死産数） × 1,000
- ⑥ 婚姻（離婚）率 = 年間婚姻（離婚）届出件数 / 10 月 1 日現在人口 × 1,000
- ⑦ 死因別死亡率 = 年間死因別死亡数 / 10 月 1 日現在人口 × 100,000

### 3 死因統計分類について

平成 7 年より、WHO における国際疾病分類の第 10 回修正（ICD-10）による死亡分類表を使用した。

#### 4 率算出の基礎人口

「平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口」県総務管理部統計課

#### 5 統計表の表章記号の規約

- ・ 計数のない場合 「－」
- ・ 統計項目のありえない場合 「・」
- ・ 計数不明の場合 「…」
- ・ 単位の 2 分の 1 未満の場合 「0」「0.0」「0.00」
- ・ 減少数や減少率を意味する場合 「△」

#### 6 各地域機関合計の表記について

- ・ 魚沼地域振興局健康福祉部管内の計（総数） 「魚沼計」
- ・ 南魚沼地域振興局健康福祉環境部管内の計（総数） 「南魚沼計」
- ・ 十日町地域振興局健康福祉部管内の計（総数） 「十日町計」
- ・ 上記 3 管内の合計（総数） 「魚沼圏域」

#### 7 管轄地域の変更

平成 20 年度から、小千谷市及び川口町の生活衛生、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物、温泉、鳥獣保護・狩猟に関する業務が長岡地域振興局健康福祉環境部に移管された。

上記の業務に関する統計表中の「魚沼圏域」には、小千谷市及び川口町の数値は含まれない。